

『グリーン住宅ポイント制度』について



AGC株式会社
AGCグラスプロダクツ株式会社

2021年3月2日版

Your Dreams, Our Challenge

本資料は、2021年3月2日時点のものになります。
今後、内容が変更される場合もございますので、ご注意ください。

『グリーン住宅ポイント制度』の詳細は、事務局ホームページをご確認ください。

<https://greenpt.mlit.go.jp/>

お問い合わせ窓口

グリーン住宅ポイント事務局

 **0570-550-744**  **042-303-1414**

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝含む）

電話番号はお間違えのないようにお願いいたします。 通話料がかかります。

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

● 予算額： **1,094億円** （新築・リフォーム・既存住宅購入の合計）

● 対象： **1. 新築 <所有者が自ら居住する住宅が対象>**

(1) 注文住宅の新築

所有者となる方が、新たに発注（工事請負契約）するもの

(2) 新築分譲住宅の購入

所有者となる方が購入（売買契約）する新築住宅

2. 既存 <所有者が自ら居住する住宅が対象>

(3) 既存住宅の購入

所有者となる方が購入（売買契約）する既存住宅

3. リフォーム <全ての住宅が対象>

(4) リフォーム

所有者等が施工者に工事を発注（工事請負契約）して実施するリフォーム

4. 賃貸 <全ての住宅が賃貸用である共同住宅等が対象>

(5) 賃貸住宅の新築

所有者となる方が、施工者に工事を発注（工事請負契約）して新築する賃貸用の共同住宅等

1. 新築 <所有者が自ら居住する住宅が対象>

【対象期間】

(1) 注文住宅の新築

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの

(2) 新築分譲住宅の購入

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に売買契約を締結したもの

【対象住宅の性能・対象工事等】

次の①又は②のいずれかに該当すること

① 高い省エネ性能等を有する住宅

- a) 認定長期優良住宅
- b) 認定低炭素建築物
- c) 性能向上計画認定住宅
- d) ZEH

② 一定の省エネ性能を有する住宅

日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4以上の性能を有する住宅

※ 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは本制度の対象とします。

新築住宅の発行ポイント数

1. 新築 ＜所有者が自ら居住する住宅が対象＞

（１）注文住宅の新築 ・ （２）新築分譲住宅の購入

【発行ポイント数】

下記の住宅性能等に応じて、①又は②で設定するポイント数を発行。

③に該当する場合は、ポイントを加算。

① 高い省エネ 性能等を有する住宅

性能	ポイント数
認定長期優良住宅	40万ポイント/戸
認定低炭素建築物	
性能向上計画認定住宅	
ZEH	

② 一定の省エネ性能を有する住宅

性能	ポイント数
断熱等性能等級 4 かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上 ※ 断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは本制度の対象とします。	30万ポイント/戸

新築住宅の発行ポイント数

1. 新築 ＜所有者が自ら居住する住宅が対象＞

（１）注文住宅の新築 ・ （２）新築分譲住宅の購入

【発行ポイント数】

③ ポイント加算

次の（い）～（に）のいずれかの要件に該当する住宅である場合、

①については60万ポイント、②については30万ポイントを加算。

要件	①高い省エネ性能等を有する住宅	②一定の省エネ性能を有する住宅
（い）東京圏（条件不利地域を除く。）からの移住のための住宅	60万ポイント/戸	30万ポイント/戸
（ろ）多子世帯が取得する住宅 ポイント発行申請時点において、18歳未満の子3人以上を有する世帯が取得する住宅。		
（は）三世代同居仕様である住宅 住戸内に調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅。なお、住戸内で自由に行き来ができない、いわゆる二世帯住宅は、別住戸であるため該当しない。		
（に）災害リスクが高い区域からの移住のための住宅		

2. 既存 ＜所有者が自ら居住する住宅が対象＞

【対象期間】

（3）既存住宅の購入

不動産登記事項証明書において新築と記載された日付が**令和元年12月14日以前の住宅で、令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に売買契約を締結したもの**

【対象住宅の性能・対象工事等】

次の①～④（次項を含む）のいずれかに該当する既存住宅（売買契約額100万円以上（税込））であること

①空家バンク登録住宅

空家バンクに登録されている住宅で、地方公共団体が本制度の対象として認めた住宅が対象

②東京圏（条件不利地域を除く）からの移住のための住宅

③災害リスクが高い区域からの移住のための住宅

令和2年12月15日（令和2年度第三次補正予算案閣議決定日）に災害リスクの高い区域内に居住する者が、当該地域外へ移住するために取得する住宅を対象

④住宅の除却に伴い購入する既存住宅

住宅を除却した者が購入する既存住宅を対象

（ただし、令和2年12月15日以降に除却したものに限る）

2. 既存 ＜所有者が自ら居住する住宅が対象＞

（3）既存住宅の購入

【発行ポイント数】

対象住宅の要件などに応じて、①から③におけるポイント数のいずれか、及び④におけるポイント数の合計を発行。

要件	ポイント数
① 空き家バンク登録住宅	30万ポイント/戸
② 東京圏（条件不利地域を除く）からの移住のための住宅	30万ポイント/戸
③ 災害リスクが高い 区域から の移住のための住宅	30万ポイント/戸
④ 住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万ポイント/申請

既存住宅購入の発行ポイントは、下記の①～④の組み合わせに応じて、のいずれかとなる。

- i) ①の場合、30 万ポイント 発行
- ii) ②の場合、30 万ポイント 発行
- iii) ③の場合、30 万ポイント 発行
- iv) ④の場合、15 万ポイント 発行
- v) ① + ④の場合、45 万ポイント 発行
- vi) ② + ④の場合、45 万ポイント 発行
- vii) ③ + ④の場合、45 万ポイント 発行

3. リフォーム ＜全ての住宅が対象＞

【対象期間】

（４）リフォーム

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの

【対象住宅の性能・対象工事等】

次の①～⑥のいずれかに該当すること

①～③のいずれかは必須。④～⑥は任意。

①開口部の断熱改修

（ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換）

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

③エコ住宅設備の設置

（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓）

④耐震改修

⑤バリアフリー改修

（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張、ホームエレベーターの新設、
衝撃緩和畳の設置）

⑥リフォーム瑕疵保険等への加入

リフォームの発行ポイント数

3. リフォーム <全ての住宅が対象>

【発行ポイントの上限】

対象住宅の要件などに応じて、①から③におけるポイント数のいずれか、及び④におけるポイント数の合計を発行。

世帯	既存住宅購入の有無	上限ポイント数
若者・子育て世帯	既存住宅を購入し、リフォームを行う場合	60万ポイント/戸
	上記以外のリフォームを行う場合	45万ポイント/戸
若者・子育て世帯以外の世帯	安心R住宅を購入し、リフォームを行う場合	45万ポイント/戸
	上記以外のリフォームを行う場合	30万ポイント/戸

- ※ 1 若者世帯とは、令和2年12月15日（閣議決定日）時点で、申請者が40歳未満の世帯。
- ※ 2 子育て世帯とは、令和2年12月15日（閣議決定日）時点で、18歳未満の子を有する世帯、又はポイント発行申請時点で18歳未満の子を有する世帯。
- ※ 3 既存住宅・安心R住宅の購入は、売買契約額が100万円（税込）以上であること。
- ※ 4 既存住宅・安心R住宅の購入は、令和2年12月15日（閣議決定日）以降に売買契約を締結したものに限る。
- ※ 5 既存住宅・安心R住宅を購入し、リフォームを行う場合は、自ら居住することを目的に購入する住宅であり、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。
- ※ 6 若者・子育て世帯におけるリフォームは、自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

リフォームの発行ポイント数

3. リフォーム ＜全ての住宅が対象＞

【発行ポイント】

下記①～⑥のリフォーム工事等に応じて設定するポイント数の合計を発行。

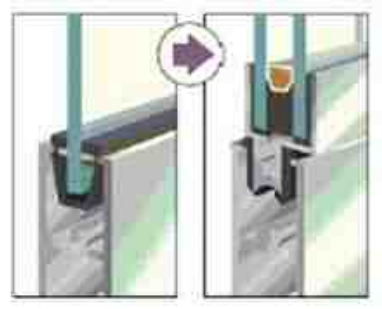
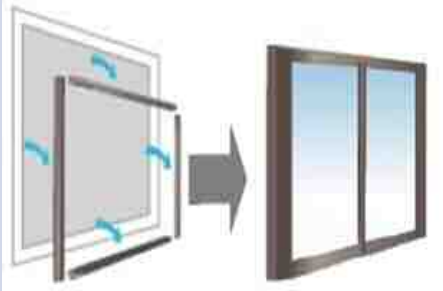
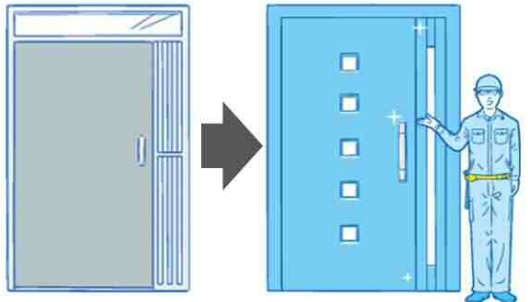
「⑦既存住宅購入加算」に該当する場合は、①～⑥のポイント数の2倍のポイント数を発行。

	内 容	ポイント数	ポイント加算
いずれか 必須	① 開口部の断熱改修	工事内容に 応じたポイント が設定	⑦ 既存住宅 購入加算
	② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修		
	③ エコ住宅設備の設置		
任意	④ バリアフリー改修	15万ポイント/戸 7千ポイント/契約	①～⑥の ポイント数を 2倍とする
	⑤ 耐震改修		
	⑥ リフォーム 瑕疵保険等への加入		

(注) 1 申請あたり①～⑥の合計ポイントが、5万ポイント未満の場合は、ポイント発行申請できない。

リフォームの発行ポイント数

① 開口部の断熱改修

大きさ の 区分	ガラス交換		内窓設置		外窓交換		ドア交換	
								
	面積	1枚あたりの ポイント数	面積	1箇所あたりの ポイント数	面積	1箇所あたりの ポイント数	面積	1箇所あたりの ポイント数
大	1.4㎡以上	7,000	2.8㎡以上	20,000	2.8㎡以上	20,000	開戸：1.8 ㎡以上 引戸：3.0 ㎡以上	28,000
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	5,000	1.6㎡以上 2.8㎡未満	15,000	1.6㎡以上 2.8㎡未満	15,000	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000	0.2㎡以上 1.6㎡未満	13,000	0.2㎡以上 1.6㎡未満	13,000	開戸：1.8 ㎡以上 引戸：3.0 ㎡以上	24,000

※ ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラス 1 枚あたりにポイント発行

※ 内窓設置は、内窓交換を含む

※ ガラス交換の面積は、ガラスの寸法とする

※ 内窓設置・外窓交換の面積は、内窓もしくは外窓のサッシ枠又は開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする

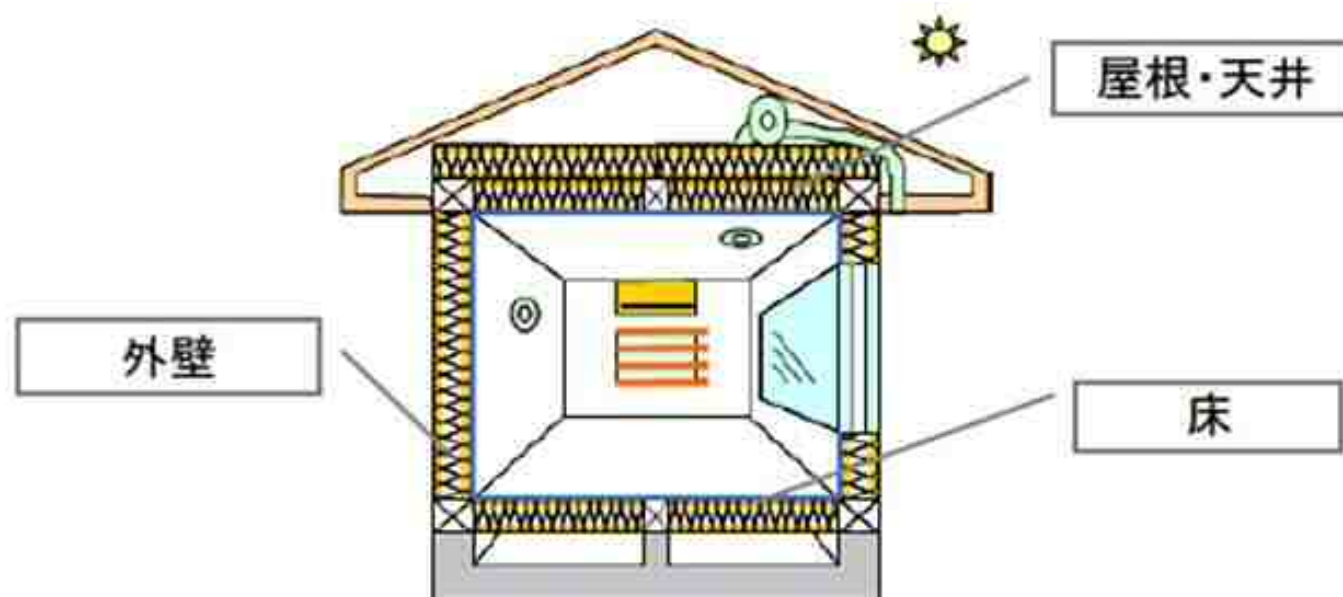
リフォームの発行ポイント数

② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記のポイント数を発行。

外壁	屋根・天井	床
100,000ポイント/戸 (50,000ポイント/戸)	32,000ポイント/戸 (16,000ポイント/戸)	60,000ポイント/戸 (30,000ポイント/戸)

※ カッコ内は、部分断熱の場合の発行ポイント数。



リフォームの発行ポイント数

② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

外壁・屋根・天井又は床の断熱改修の断熱材最低使用量

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量（一戸建ての住宅）

断熱材 の区分	熱伝導率 【単位：W/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	6.0 (3.0)	6.0 (3.0)	3.0 (1.5)
D、E、F	0.034以下	4.0 (2.0)	3.5 (1.8)	2.0 (1.0)

○ 断熱材の1戸あたりの最低使用量（共同住宅等）

断熱材 の区分	熱伝導率 【単位：W/m ² ・K】	断熱材最低使用量【単位：m ³ 】		
		外壁	屋根・天井	床
A-1、A-2、 B、C	0.052～0.035	1.7 (0.9)	4.0 (2.0)	2.5 (1.3)
D、E、F	0.034以下	1.1 (0.6)	2.5 (1.3)	1.5 (0.8)

※ カッコ内は、部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※ 断熱材区分を双方用いる場合、部分断熱の場合、基礎断熱の場合についての詳細な要件は、国土交通省発行の『グリーン住宅ポイント制度の内容について』をご参照ください。

③ エコ住宅設備の設置

下表に掲げる住宅設備について、**太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機**については、その設置台数によらず、**設置を行った設備の種類に応じたポイント数、節水型トイレ、節湯水栓**については、設置を行った設備の種類に応じたポイント数にその**台数を乗じたポイント数**を算定し、それらを合計したポイント数を発行。

エコ住宅設備の種類	ポイント数
太陽熱利用システム	24,000ポイント/戸
節水型トイレ	16,000ポイント/台
高断熱浴槽	24,000ポイント/戸
高効率給湯機	24,000ポイント/戸
節湯水栓	4,000ポイント/台

リフォームの発行ポイント数

④ バリアフリー改修

下表に掲げるバリアフリー工事について、その箇所数によらず、改修を行った対象工事の種類に応じたポイント数の合計を発行。

対象工事の種類	工事内容	ポイント数
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか 1 箇所以上に 1 本以上の手すりを取り付ける工事	5,000ポイント/戸
段差解消	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか 1 箇所以上の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）	6,000ポイント/戸
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口のうち、いずれか 1 箇所以上の幅を拡張する工事	28,000ポイント/戸
ホームエレベーターの新設	戸建住宅又は共同住宅専有部分に新設する工事	150,000ポイント/戸
衝撃緩和畳の設置	衝撃緩和畳を新設又は入替えにより設置する工事（4.5畳以上設置の場合に限る）	17,000ポイント/戸

※ 原則として、バリアフリー改修促進税制の取扱いに準じる。

リフォームの発行ポイント数

⑤ 耐震改修

以下の耐震改修工事に対してポイントを発行。

旧耐震基準により建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事

150,000ポイント/戸

⑥ リフォーム瑕疵保険等への加入

以下のリフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険への加入に対してポイントを発行。

国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険であること

7,000ポイント/契約

⑦ 既存住宅購入加算

以下の全てに該当する場合は、①～⑥の各リフォーム工事等のポイント数を2倍とする。

- 自ら居住することを目的に購入した既存住宅であること
- 令和2年12月15日（閣議決定日）以降に売買契約を締結したものに限る
- 売買契約額が100万円（税込）以上であること
- 売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結すること

4. 賃貸 ＜全ての住宅が賃貸用である共同住宅等が対象＞

【対象期間】

（５）賃貸住宅の新築

令和2年12月15日から令和3年10月31日までの期間内に工事請負契約を締結したもの

【対象住宅の性能・対象工事等】

次の①及び②に該当する賃貸用の共同住宅等であること

- ①建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合する
- ②すべての住戸の床面積が40㎡以上

※ ポイントを申請する際には、これらの要件を満たすことについて登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明等が必要

(5) 賃貸住宅の新築

次の①及び②に該当する共同住宅等に対して、**10万ポイント**に総戸数を乗じたポイント数の合計を発行。

- ① **建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の基準に適合する**
- ② **すべての住戸の床面積が40m²以上**

※ 共同住宅等とは、2戸以上の住宅を有すること。
また、分譲住宅や所有者の居宅が含まれる建築物、店舗併用の建築物は対象になりません。

注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、既存住宅の購入又はリフォームの場合、取得したポイントは、一定の要件に適合する商品及び追加工事に交換が可能。商品については、以下のような商品を募集する予定。

- ① 「新たな日常」に資する商品
- ② 省エネ・環境配慮に優れた商品
- ③ 防災関連商品
- ④ 健康関連商品
- ⑤ 家事負担軽減に資する商品
- ⑥ 子育て関連商品
- ⑦ 地域振興に資する商品

注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、既存住宅の購入、リフォーム又は賃貸住宅の新築の場合、取得したポイントは、一定の要件に適合する追加工事に交換が可能。

以下のような追加工事を対象とする予定。

追加工事へのポイント交換とは、発行されたポイントを当該工事等を行う工事施工者等が追加的に実施する工事の費用に充当するもの。

（１） 「新たな日常」に資する追加工事

- ・ ワークスペース設置工事
- ・ 音環境向上工事
- ・ 空気環境向上工事
- ・ 菌・ウイルス拡散防止工事
- ・ 家事負担軽減に資する工事

（２） 防災に資する追加工事

『グリーン住宅ポイント制度』では、発行ポイントを一定の要件に適合する追加工事の代金に充てることができる。

【追加工事のポイント】

- **ポイントの発行対象となる契約を締結した事業者が行う追加（グレードアップを含む）工事が対象。**
 - ・新築（注文）、リフォーム、賃貸住宅の建築：工事施工者が行う追加工事
 - ・新築（分譲）、既存住宅の購入：販売事業者が行う追加工事
- **ポイント発行申請と合わせて、「追加工事交換申請書」の提出が必要。**
なお、必ず事業者が代理申請（完了報告を含む）を行う必要がある。
- **完了前ポイント発行申請の場合、追加工事を含めたすべての工事・住宅の引渡しを完了し、2022年1月15日までに完了報告が必要。**
追加工事の代金は完了報告後に振込を行います。
（完了後ポイント発行申請は、申請期限までに追加工事を含めて工事を完了し、申請する。承認、ポイント発行後、追加工事の代金が振込まれる。）
- **賃貸住宅の建築に発行されたポイントは追加工事交換にのみ利用できる。**
- **振込まれた追加工事代金は、申請者が支払うべき工事の代金の全部または一部に充当し、相殺しなければならない。（申請者へ現金で還元することは不可）**

追加工事交換の対象となる工事例

工事例に該当しない工事であっても、工事目的のために行う工事は幅広く対象とすることができるが、**インテリア用品や家電等の容易に持ち出せる物品の購入・搬入は工事に該当しない。**

① 新たな日常に資する追加工事－ 1

工事目的		具体例
ワーク スペース 設置	屋内ワークスペースの設置	造り付けデスクカウンターの設置 / 本棚・棚・引き出しの設置 / 間仕切り（ロールスクリーン、パーテーション）の設置 / システムキッチンのカウンターやキャビネットの設置
	テレワーク関連設備の設置	天井・壁に固定する照明器具の設置（配線、ライティングレールの設置を含む） / 天井・壁に固定する映像装置（プロジェクター、モニター）の設置 / 天井・壁に固定するスピーカーの設置 / コンセント・電源の設置（配線、分電盤工事を含む） / インターネット環境の設置（回線の引込み、居室への配線）
	間取りの変更	間仕切壁・格子壁の設置・撤去 / 天井、床の設置・撤去 / 居室内の窓・格子窓の設置・撤去 / 窓、ドアの設置・撤去 / 収納（クローゼット、押入、納戸、床上げ畳収納）の設置・撤去
	屋外ワークスペースの設置	ブレハブ・ユニットハウス・ワークハウスの設置 / 日よけ・シェードの設置 / テラス屋根・囲いの設置
	（共同住宅における） 共用ワークスペースの設置	共用ワーキングスペースの設置
音環境向上 工事	防音設備の設置	防音室の設置 / 壁・二重窓・ドアの設置 / 内窓の設置 / 外窓の交換 / 防音換気設備の設置 / 防音フローリングの設置
空気環境向上 工事	換気設備等の設置	換気扇の設置 / 網戸の設置 / ルームエアコンの設置 / 換気・通風機能付きドアの設置
	空気浄化作用のある製品の設置	畳（い草製）の設置 / 珪藻土の塗壁工事 / 調湿性のあるタイル、壁紙の設置

追加工事交換の対象となる工事例

① 新たな日常に資する追加工事－ 2

工事目的		具体例
菌・ウイルス 拡散防止工事	非接触型設備の設置	タッチレス水栓の設置 / タッチレス玄関ドアの設置 / タッチレス照明スイッチの設置 / 自動開閉窓・ドアの設置
	玄関周り等の洗面化粧台・手洗い器・立水栓の設置	セカンド洗面台の設置 / 外部水栓、手洗い器の設置
	抗菌・抗ウイルス建材の設置	壁・床・手すり・ドアノブの設置 / 抗菌壁紙の設置 / 抗菌水栓の設置
家事負担軽減に 資する工事	キッチン周りの設備の設置	ビルトイン食器洗機の設置 / 掃除しやすいレンジフードの設置 / ビルトイン自動調理コンロの設置 / ディスボーターの設置
	浴室周りの設備の設置	浴室乾燥機の設置 / 浴室乾燥暖房機の設置 / 自動浴槽洗浄システムの設置
	洗面所周りの設備の設置	サンルームの設置 / 衣類乾燥機の設置
	トイレ周りの設備の設置	掃除しやすいトイレの設置
	宅配ボックスの設置	宅配ボックスの設置 / 〈共同住宅における〉宅配ボックスの設置
	家事負担を軽減する収納の設置	キッチンに設置する収納 / 脱衣所・洗面所に設置する収納 / トイレに設置する収納

追加工事交換の対象となる工事例

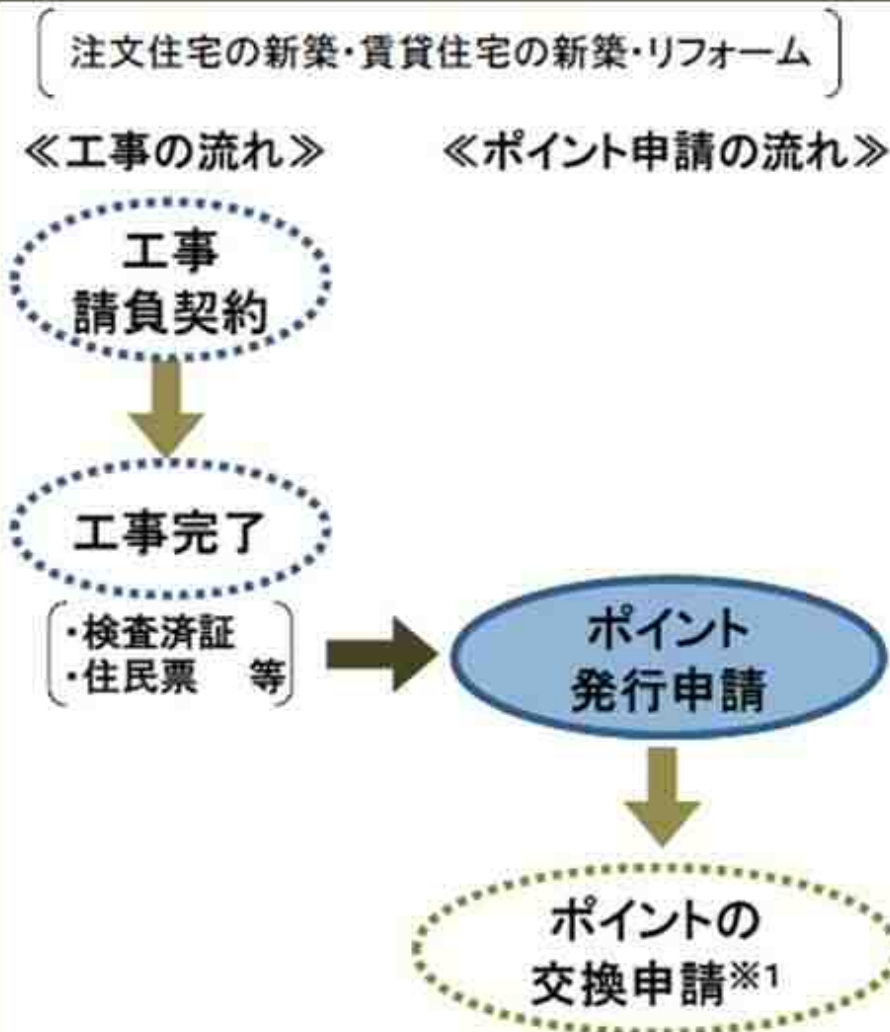
② 防災に資する追加工事

工事目的		具体例
停電・ 断水対策	蓄電池の設置	配線・分電盤工事を含む
	太陽光発電の設置	配線・分電盤工事を含む
	V2H・EV充電設備の設置	配線・分電盤工事を含む
	家庭用燃料電池の設置	配線・分電盤工事を含む
	非常用発電設備の設置	配線・分電盤工事を含む
	貯水システムの設置	配管工事を含む
	雨水タンクの設置	配管工事を含む
	電気設備の移設	蓄電・発電設備の架台設置 / エアコン室外機の架台設置
水害・ 台風対策	屋根瓦の飛散防止	高耐力な瓦の設置 / 飛散防止ネットの設置 / 瓦止め（接着剤、漆喰）の敷設
	窓ガラスの飛散防止	安全ガラス / 雨戸 / 窓シャッター / ブラインドの設置
	止水板の設置	
地震対策 （躯体に関する 耐震対策を除く）	感震ブレーカーの設置	配線・分電盤工事を含む
	家具固定器具の設置	
	窓ガラスの飛散防止	安全ガラスの設置

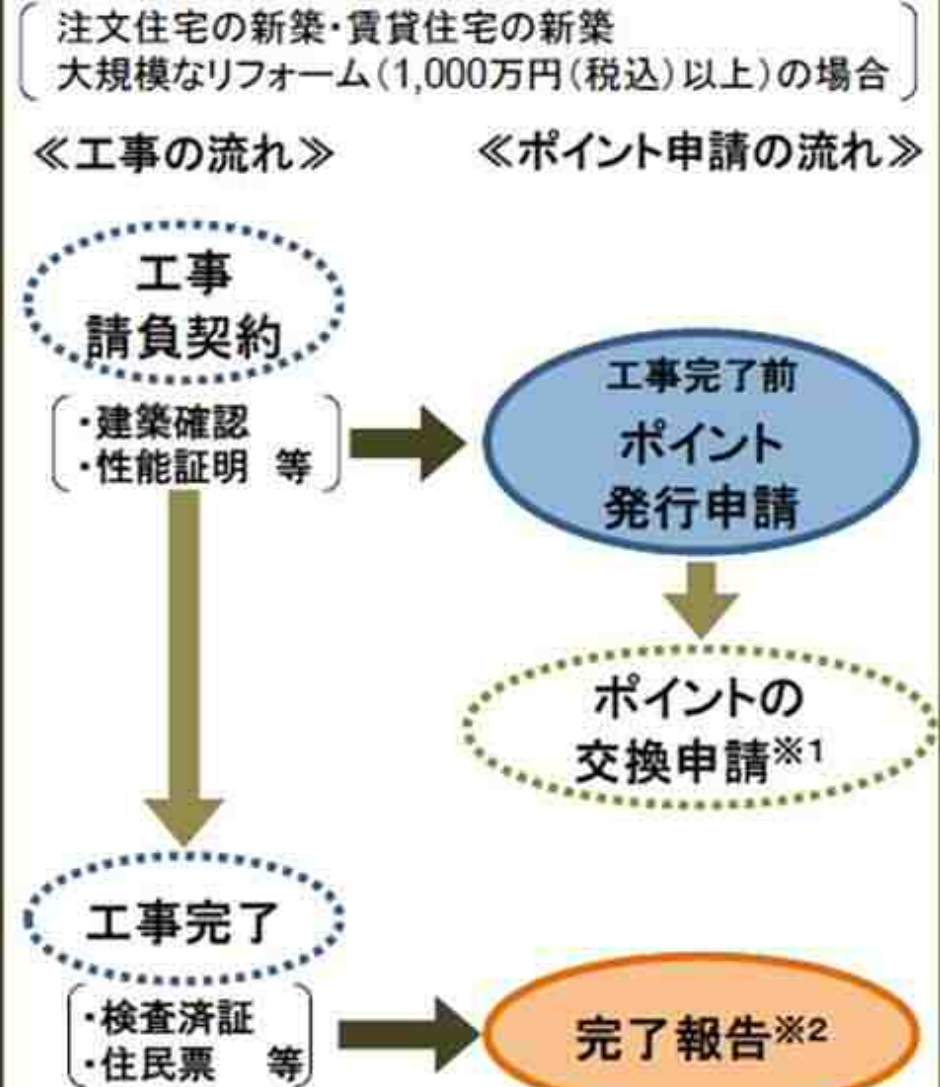
防災に資する追加工事として、『窓ガラスの飛散防止：安全ガラスの設置』も対象。

基本的な申請の流れ（新築・リフォーム）

工事完了後のポイント発行申請



【工事完了前のポイント発行申請】

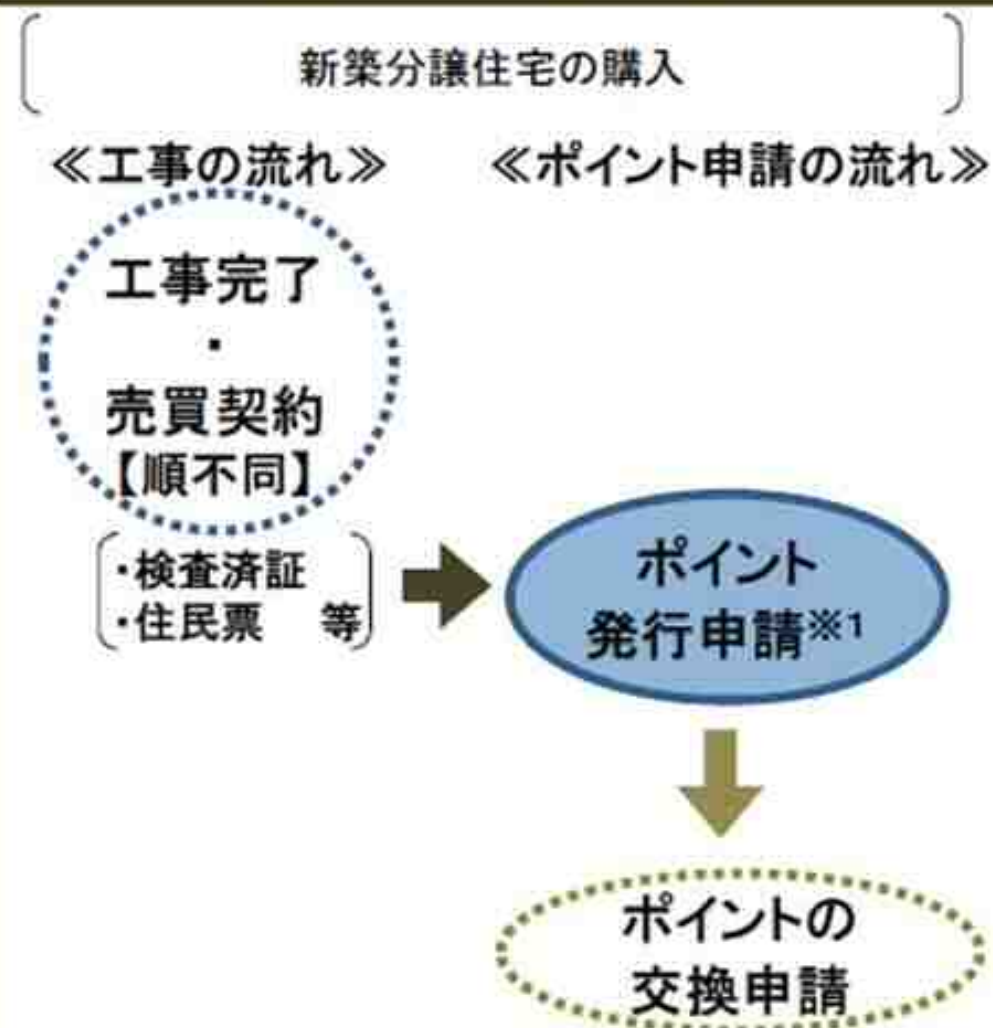


※1 賃貸住宅の新築は、追加工事へのポイント交換のみ可能。

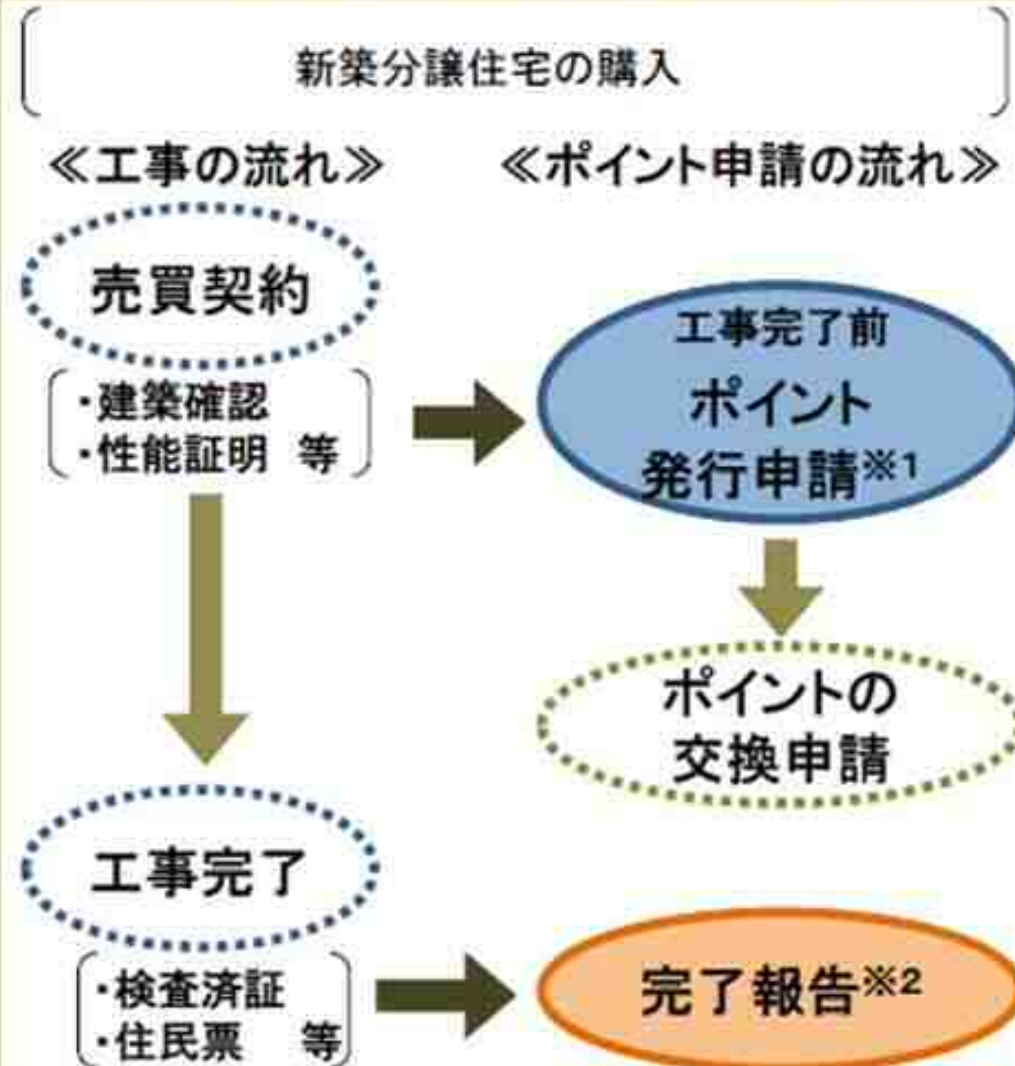
※2 工事完了前のポイント発行申請の場合は、工事完了後に完了報告が必要。

基本的な申請の流れ（新築分譲住宅の購入）

工事完了後のポイント発行申請



【工事完了前のポイント発行申請】



※1 売買契約締結後（所有者決定後）にポイント発行申請が可能。

※2 工事完了前のポイント発行申請の場合は、工事完了後に完了報告が必要。

基本的な申請の流れ（既存住宅の購入）

既存住宅の購入（住宅の除却を伴わない場合）のポイント発行申請

《購入の流れ》

売買契約

・検査済証
・住民票 等

《ポイント申請の流れ》

ポイント
発行申請

ポイントの
交換申請

既存住宅の購入（住宅の除却を伴う場合）のポイント発行申請

《購入の流れ》

住宅の除却

・
売買契約
【順不同】

・検査済証
・不動産登記
閉鎖事項証明書
・住民票 等

《ポイント申請の流れ》

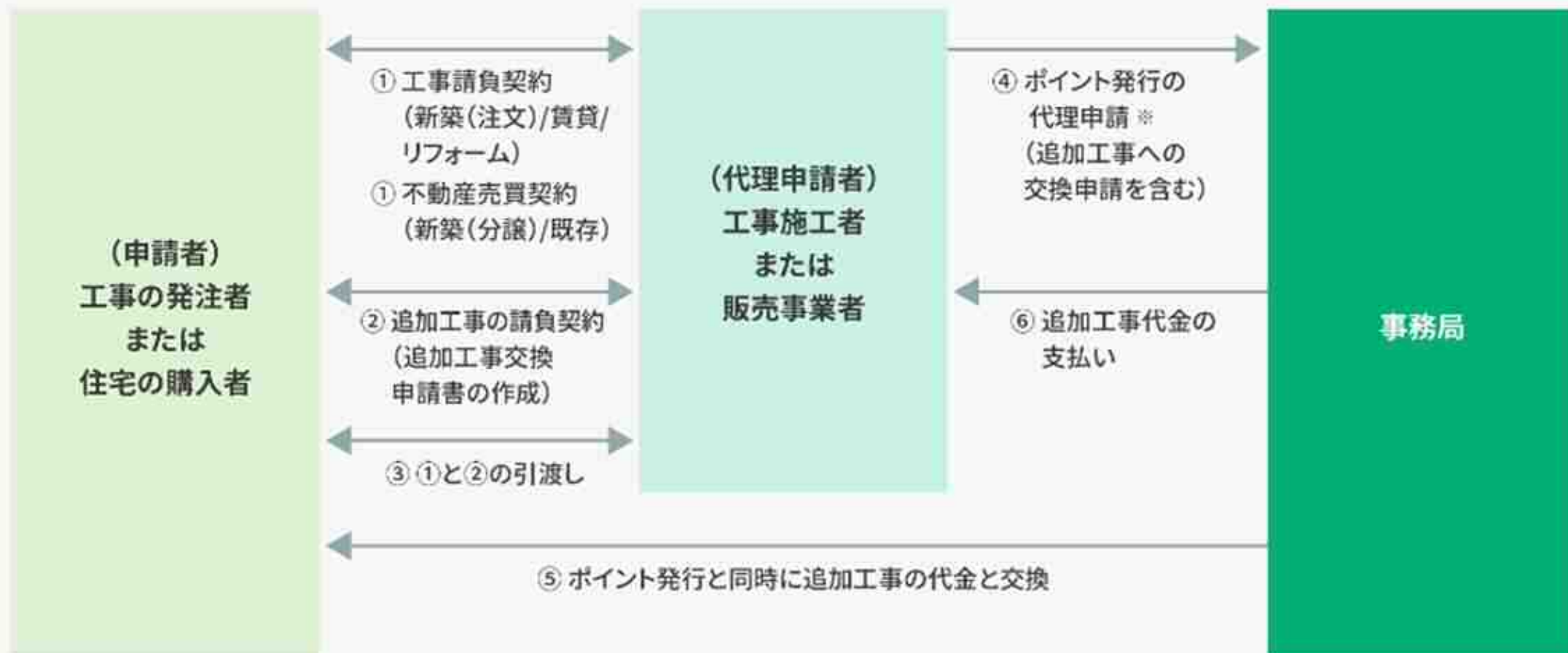
ポイント
発行申請

ポイントの
交換申請

基本的な申請の流れ（追加工事）

追加工事交換の手順

完了後で標準的なもの



基本的な申請の流れ（追加工事）

① 本体工事や住宅購入の契約

ポイント発行対象となる住宅の建築・購入、リフォームの工事の契約を締結。

② 追加工事の契約

①の事業者（工事施工者または販売事業者）と追加工事の契約を締結。なお、追加工事が、①の契約に含まれてもよいが、特約や見積等で追加工事交換の対象となる工事内容と金額が確認できる必要がある。

《 内訳明細書 》							工事名称：〇〇邸新築工事	1/1
No.	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考	
1	仮設工事	〇〇〇〇〇	1	式		00,000,000		
2	基礎工事	〇〇〇〇〇	1	式		0,000,000		
3	木工事	〇〇〇〇〇	1	式		0,000,000		
4	給排水工事	〇〇〇〇〇	1	式		0,000,000		
	(省略)							
10	住宅設備工事							
	・トイレ工事	〇〇〇〇〇	1	式		300,000	〇〇から●●にグレードアップ かかる費用 (+150,000円)	
	(省略)							
15	追加工事							
	・防音室 設置工事	〇〇〇〇〇	1	式		500,000		

③ 追加工事を含めた工事の完了

①②の工事等の引渡しを完了。完了前申請を行う場合、工事の完了はポイント発行後でも良い。

④ ポイント発行申請＋追加工事交換申請

事業者は、申請者の代理申請者としてポイント発行申請書と一緒に『追加工事交換申請書』等の書類を提出。

⑤ ポイント発行＋追加工事交換

前月×日から当月×日まで追加工事交換の振込金額が確定した場合、原則翌月末営業日に事業者へ振込まれる。振込金額は、完了後申請はポイント発行申請、完了前申請は完了報告の審査完了時に確定。振込金額と振込予定日は、事業者と申請者にそれぞれ通知される。

⑥ 追加工事代金の振込み

申請の期限（新築）

AGC

Your Dreams, Our Challenge

		令和2年 12月15日	令和3年 4月	令和3年 6月	令和3年 10月31日	令和4年 1月15日	令和4年 4月30日	令和4年 10月31日	令和5年 4月30日
契約の時期	注文住宅の新築	工事請負契約			令和3年10月31日まで				
	新築分譲住宅の購入	売買契約			令和3年10月31日まで				
手続きの時期	ポイント発行申請	令和3年4月	ポイント発行申請※1		遅くとも令和3年10月31日まで※2				
	ポイントの商品交換申請		令和3年6月	商品交換申請		令和4年1月15日まで			
	完了報告 (工事完了前にポイント発行申請をする場合)		令和3年6月	【追加工事にポイントを充当する場合】 完了報告(追加工事)		令和4年1月15日まで			
			令和3年6月	【工事完了前申請の場合】 完了報告(戸建住宅)		令和4年4月30日まで			
			令和3年6月	【工事完了前申請の場合】 完了報告(共同住宅等で階数が10以下)		令和4年10月31日まで			
			令和3年6月	【工事完了前申請の場合】 完了報告(共同住宅等で階数が11以上)		令和5年4月30日まで			

※2 ポイントの発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※1 追加工事へのポイント交換申請は、ポイント発行申請と同時に行う必要があります。

申請の期限（既存）

令和2年 12月15日 令和3年 4月 令和3年 6月 令和3年 10月31日 令和4年 1月15日 令和4年 4月30日 令和4年 10月31日 令和5年 4月30日

契約等の時期	既存住宅の購入	売買契約 令和3年10月31日まで					
	住宅の除却に伴い購入する既存住宅	住宅の除却 令和3年10月31日まで					
手続きの時期	ポイント発行申請	令和3年4月	ポイント発行申請※1 遅くとも令和3年10月31日まで※2 ※1 追加工事へのポイント交換申請は、ポイント発行申請と同時に行う必要があります。 ※2 ポイントの発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。				
	ポイントの商品交換申請	令和3年6月	商品交換申請 令和4年1月15日まで				

申請の期限（リフォーム）

令和2年 12月15日 令和3年 4月 令和3年 6月 令和3年 10月31日 令和4年 1月15日 令和4年 4月30日 令和4年 10月31日 令和5年 4月30日

契約の時期	リフォーム	工事請負契約 令和3年10月31日まで					
	既存住宅の購入	売買契約※1 令和3年10月31日まで ※1 既存住宅購入加算の場合、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合があります。					
手続きの時期	ポイント発行申請	令和3年4月	ポイント発行申請※2 遅くとも令和3年10月31日まで※3 ※2 追加工事へのポイント交換申請は、ポイント発行申請と同時にを行う必要があります。 ※3 ポイントの発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。				
	ポイントの商品交換申請	令和3年6月	商品交換申請 令和4年1月15日まで				
	完了報告（工事完了前申請の場合）	令和3年6月	完了報告（追加工事） 令和4年1月15日まで 【追加工事にポイントを充当する場合】				
		令和3年6月	完了報告（一定規模以上※4のリフォーム工事） 令和4年4月30日まで 【工事完了前申請の場合】 ※4 工事請負契約金額の総額が1,000万円（税込）以上				
		令和3年6月	完了報告（共同住宅等で耐震改修を実施するもので階数が10以下） 令和4年10月31日まで 【工事完了前申請の場合】				
		令和3年6月	完了報告（共同住宅等で耐震改修を実施するもので階数が11以上） 令和5年4月30日まで 【工事完了前申請の場合】				

申請の期限（賃貸）

令和2年 12月15日 令和3年 4月 令和3年 6月 令和3年 10月31日 令和4年 1月15日 令和4年 4月30日 令和4年 10月31日 令和5年 4月30日

工事請負契約の時期		工事請負契約		令和3年10月31日まで	
手続きの時期	ポイント発行申請	令和3年4月	ポイント発行申請 ※1	遅くとも令和3年10月31日まで※2	
	完了報告 (工事完了前申請の場合)		完了報告(追加工事) ※3	令和4年1月15日まで	
		令和3年6月	完了報告(本体工事) ※3	令和4年1月15日まで	

※1 追加工事へのポイント交換申請は、ポイント発行申請と同時に行う必要があります。
※2 ポイントの発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。
※3 令和4年1月15日までに新築工事及び追加工事を完了させ、完了報告を行う必要があります。

※1 追加工事へのポイント交換申請は、ポイント発行申請と同時に行う必要があります。
 ※2 ポイントの発行申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※3 令和4年1月15日までに新築工事及び追加工事を完了させ、完了報告を行う必要があります。

今後の予定

※予定は予告なく変更されることがあります。

項目	スケジュール
リフォーム対象製品の公表開始（随時追加）	3月1日から
東京圏の対象地域からの移住に係る 事前相談開始	3月中旬
交換商品の公表（随時追加）	3月下旬
完了前申請受付開始 （新築、リフォーム、賃貸）	4月初旬
完了後申請受付開始 （新築、リフォーム、賃貸、既存）	5月初旬
商品交換の受付開始	6月初旬
オンライン申請受付開始	6月初旬
全ての申請受付終了	遅くとも 10月31日